平成27年3月号



#### 特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

E-mail: <u>harasr@agate.plala.or.jp</u>

URL : http://www.harasr.com/

## 実務に大きな影響が! 「労働時間」に関する法 改正の動向

◆「報告書案」が示される 労働時間をめぐる法改正 の動きが活発化してきました。

2月6日に労働政策審議会 労働条件分科会(第124回) が開催され、「今後の労働時 間法制等の在り方について (報告書案)」が示されまし た。

前回の分科会(1月29日)での議論を踏まえて「報告書骨子案」から「報告書案」となりましたが、労使間での合意までには至らず、「報告書」の決定は持ち越しとなっています。

- ◆「報告書案」のポイント 上記で示された報告書案 では、主に次の内容が記載さ れています。
- ・改正労働基準法の施行は「平成 28 年 4 月」とすること
- ・月 60 時間超の時間外労働 に対する割増賃金率(5割 以上)の中小企業への適用 猶予の撤廃時期は「平成31 年度」とすること。
- ・使用者に年次有給休暇の時 季指定を義務付ける日数

(付与日数が 10 日以上で ある労働者が対象) につい ては「年5日」とすること。

- ・上記措置に伴い有休管理簿 の作成を義務付け、3年間保 存しなければならないとす ること。
- ・フレックスタイム制の精算期間の上限について現行の 1カ月から「3カ月」に延長すること。
- ・上記精算期間内における当該月の割増賃金の支払対象は「1カ月ごとに1週平均50時間を超えた労働時間」とすること。
- ・裁量労働制の適用拡大の対象は「課題解決型提案営業の業務」「企画立案調査分析を一体的に行う業務」等とすること。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象者の年収は「平均 給与額の3倍程度を相当程度上回る」(1,075万円を 想定)とすること。
- ◆今後の流れは?

今後、これまでの議論を踏まえて「報告書」が示された後、報告書の内容をもとにした労働基準法の改正案が通常国会に提出される見込みとなっています。

いまだ労使の対立が激し

い内容も含まれていますが、 企業実務に大きな影響を与 える改正になりそうですの で、議論の行方に注目してお かなければなりません。

#### 「有期雇用特別措置法」 の特定有期雇用労働者に 係る手続き

◆「有期雇用特別措置法」と は?

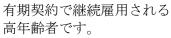
2013年4月施行の改正労働契約法により、有期雇用契約を反復更新して契約期間が5年超となった有期雇用労働者には「無期転換申込権」が発生することとなりました。

有期雇用特別措置法は、特定の有期雇用労働者について、契約期間が5年超となった場合でもこの無期転換申込権が発生しないこととするものです。

本法は、2014年11月21 日に臨時国会で成立、同月 28日に公布され、2015年4 月1日より施行されます。

◆「特定有期雇用労働者」と は?

本法特例の対象となる労働者は、(1)一定の高度専門的知識等を有する有期雇用労働者と、(2) 定年後に



(1)は、年収1,075万円以上の一定の国家資格等を有する有期雇用労働者で、「5年を超える一定期間内(上限10年)に完了することが予定されている業務」に就く者です。

また、(2)は、再雇用や 継続雇用の対象として、定年 を過ぎて有期契約で雇用さ れる者です。

- ◆対象労働者と認定される ための手続き
- (1) については「第一種計画認定申請書」および対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を実施することがわかる資料(労働契約書、就業規則等)を、また、
- (2)については、「第二種 計画認定申請書」および対象 労働者の特性に応じた雇用 管理に関する措置を実施す ることがわかる資料(契約 書・賃金規程・就業規則等) を、管轄の労働局長に提出し ます。

いずれも基本指針に沿った対応がとられると認められた場合に認定されることとなります。

なお、措置の実施について は、労働局長に対する報告の 徴取により確認がなされる こととなります。

## 平成 27 年度の健康保険 料率・介護保険料率と今 後の制度改革案

◆4月分から適用の見込み 通例3月分から見直しとなっている健康保険料率(協会けんぽ)ですが、平成27年 度については、4月分(5月納付分)から変更される見込みです。これは昨年12月の衆議院解散に伴い、政府予算案の閣議決定の時期も後ろ倒しになると見込まれているためです。

また、介護保険料率も、同様に4月分(5月納付分)から変更されるようです。

健康保険料は、平成18年の健康保険法改正により、平成21年9月からは都道府県ごとの料率が設定されています。会社が健康保険適用事業所の届出を行っている都道府県のものが適用されます。

なお、現在適用されている 激変緩和率が引き上げられ ることにより、都道府県単位 の保険料率が変更となる場 合、支部により保険料率の変 動パターンは異なってきま すので、詳しくは協会けんぽ から送られてくるチラシ・リ ーフレット等を参照してく ださい。 ◆介護保険料率が引下げ 平成 27 年度の健康保険の 一般保険料率(被保険者全員 が対象)の平均保険料率は、 現行の 10%が維持される見 込みですが、一般保険料と合 わせて、40 歳以上 65 歳未満 の被保険者から徴収される介 護保険料率は下がるようで

現在(平成27年2月時点)、 介護保険料率は1.72%です が、平成27年4月(5月納付 分)からは「1.58%」に引き 下げられるようです。

仮にこの通り変更となった 場合には、被保険者の健康保 険料(一般・介護)の負担額 は、例えば次のようになりま す(労使折半前の額)。

〔年額〕 70,342 円  $\rightarrow$  65,043 円 (5,299 円の負担減) 〔月額〕 5,862 円  $\rightarrow$  5,420 円 (442 円の負担減)

◆今後の健康保険料関係の改 革

また、現在、健康保険料については、「標準報酬月額の等級追加」や「一般保険料率の上限引上げ」が検討されています。

この他にも細かい制度の変更 が行われる予定ですので、常 に最新の情報をチェックして おきましょう。